

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、翌
日の翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員の退任（農村整備課）

県営土地改良事業計画の変更（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）

土地改良事業の認可（三件）（〃）

土地収用法による事業の認定（管理課）

◇ 選管告示 個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告

告 示

鳥取県告示第九百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中山町土地改良区から役員が退任した旨の届出があ

ったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 高 口 若 光 西伯郡中山町殿河内三九八

平成二年十一月十日退任

鳥取県告示第九百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営は場整備事業溝口地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十一月二十七日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百九号

溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）福岡地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十一月二十七日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）北尾地区農道整備）を平成二年十一月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（構造政策推進モデル集落整備事業大河原地区農業用排水）を平成二年十一月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により

告示する。

平成二年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業日野（津地）地区区画整理）を平成二年十一月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

倉吉市

二 事業の種類

倉吉市立学校給食センター移転改築事業

三 起業地

1 収用の部分 倉吉市生田字西河原地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

倉吉市役所

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年十一月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

施設 の 名 称	橋津保育所	所 在 地	東伯郡羽合町大字橋津一七七―一
羽合町立温泉児童館	” 大字上浅津八三―三		

所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】